

令和元年9月6日

三田市長 森 哲男 様

三田市身体障害者福祉協議会  
会 長 八十川

三田聴覚障害者協会  
会 長 嘉 田

三田手話サークル 礎  
会 長

三田手話サークル なごやか  
会 長

三田市登録手話通訳者一同

### 三田市意思疎通支援事業の拡充についての要望

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、聴覚障害者の社会参加の促進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、三田市意思疎通支援事業における手話通訳者の派遣事業について、以下の通り要望いたします。格別のお取り計らいをいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 市の公費派遣事業の団体派遣の制限をなくしてください。

現行は、団体派遣が適用できるのは、組織維持のための活動（総会、会議）に限るとされているため、講師を招いての学習会等は適用できず、聴覚障害者に対する情報保障が不十分です。宝塚市、三木市、丹波篠山市は学習会にも派遣を認めており、聴覚障害者の生涯学習における学ぶ権利が確保されています。三田市においても聴覚障害者協会や身障協の学習会に団体派遣が適用されるようお願いいたします。

## 2. 聞こえる人からの利用が可能となるよう対象を拡げてください。

三田市の意思疎通支援事業は、聴覚障害者からの申請のみで、聞こえる市民が手話通訳を必要とする場合は対象とされていないため、聞こえる市民にとっては、手話通訳の恩恵が受けられません。手話言語条例が施行されているので、聴覚障害者のみでなく聞こえる市民も手話通訳が必要な時に派遣ができるようにしてください。

## 3. その他

18歳以下の聴覚障害者（児）が手話通訳を必要な場合も個人派遣が適用できるよう対象を拡げてください。

また、聴覚障害者が初めて個人派遣を利用する時は、事前登録が必要となっておりますが、今後は登録不要になるよう見直しを求めます。

## 4. 運営委員会の設置について

厚生労働省の意思疎通支援事業モデル要綱にも記載がされているように、意思疎通支援事業が円滑に実施されるために、聴覚障害当事者団体、登録手話通訳者、事業を運営する市の担当者等からなる運営委員会を設置してください。

以上